



# 熱中症による労働災害と企業の法的責任～改正労働安全衛生規則を踏まえた実務対応～

資料作成：弁護士 吉村 孝太郎

## 目次

■ 1. はじめに .....	2
■ 2. 見落とされがちな夏季特有のリスク .....	2
■ 3. 知っておかなければならない熱中症にまつわる基礎知識 .....	3
■ 4. 熱中症を原因とした労働災害発生時の法的責任 .....	5
■ 5. 裁判例からみる企業責任の判断 .....	6
■ 6. 企業が講じるべき具体的な安全衛生対策 .....	8
■ 7. まとめ .....	10

# 熱中症による労働災害と企業の法的責任～改正労働安全衛生規則を踏まえた実務対応～

## ■ 1. はじめに

年々、平均気温が上昇し、夏の猛暑が常態化して、誰もが熱中症になるリスクを抱えるようになっていきます。企業にとって、死傷者をださずに良好な就労環境を確保することは責務であり、死傷者の発生はリスクになります。現在の気候状況等を踏まえると、今後、ますます職場における熱中症対策は重要になることでしょう。

令和7年6月より、労働安全衛生規則が改正され、熱中症予防対策が明記されました。本レポートでは、主に熱中症による労働災害リスクを踏まえて、企業における法的責任や対応策について検討したいと思います。

## ■ 2. 見落とされがちな夏季特有のリスク

夏は一日の日が長くなり、強い日差しや高温多湿な環境となり、体調に与える影響が大きい季節です。暑さに体が対応できず、体調不良を引き起こすことも多いと思います。冷房設備の確保、水分や塩分補給など高温対策も重要ですが、屋内外の温度差による自律神経の乱れからくる体調不良も認められます。

日々の生活においても、暑さの影響による疲労感、食欲不振による低栄養状態など、熱中症を引き起こしやすい状態になっていることも多いことでしょう。熱中症は複合的な事情が要因となることも多く、また、自然を相手にするためとても対策が難しい側面もあります。

それゆえ職場における熱中症は夏季特有のリスクとなっています。加えて暑さによる集中力の低下、夏のゲリラ豪雨や発汗など滑りやすい環境、視界不良など、夏季特有の状況がリスクとなっています。

企業は夏季特有のリスク解消に向けて様々なアプローチをして、労働者の良好な労働環境の確保のため様々な工夫が求められています。

### ■ 3. 知っておかなければならない熱中症にまつわる基礎知識

#### (1) 熱中症とは

熱中症とは、高温多湿な環境下で、発汗により体温調節等がうまく働かなくなり、体内に熱がこもることによってさまざまな症状がみられる状態を指します。各関係省庁が国民の安全確保のため熱中症（予防）に関する情報を提供し、健康被害の防止に向けた活動を行っています。

近年、職場における熱中症による死傷者は増加傾向にあり、企業における熱中症予防対策は急務となっています。

職場における熱中症による死傷者数の推移（2015年～2024年）（人）

2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
464 (29)	462 (12)	544 (14)	1,178 (28)	829 (25)	959 (22)	561 (20)	827 (30)	1,106 (31)	1,257 (31)

※（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。

（厚生労働省「令和6年職場における熱中症による死傷災害の発生状況（確定値）」から抜粋）

#### (2) 熱中症の原因

環境省の「熱中症予防情報サイト」によると、熱中症の原因は、①環境、②からだ、③行動にあると指摘されています。すなわち、①風が無く高温多湿などの環境、②寝不足、脱水、低栄養などの体の状態、③長時間の屋外作業などの行動が熱中症の要因となりやすいと考えられます。

### (3) 熱中症の分類と対応法

熱中症は大きく4段階で分類され、症状に応じた対応や手当が必要だと考えられています。

重症度	症状	手当
I度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●顔面蒼白</li> <li>●脱水</li> <li>●吐き気</li> <li>●めまい、立ちくらみ</li> <li>●急性の筋肉痛、こむら返り</li> </ul>	<b>119番▶応急手当</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●冷所で安静</li> <li>●身体を冷やす</li> <li>●水分と塩分の補給</li> <li>●見守り</li> </ul>
II度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●口の渇き</li> <li>●めまい</li> <li>●頭痛</li> <li>●イライラする</li> <li>●倦怠感</li> </ul>	<b>医療機関での診療が必要</b>
III度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●けいれん発作</li> <li>●身体が熱い</li> <li>●意識障害</li> </ul>	<b>積極的に身体を冷やす (アクティブクーリング)</b>
IV度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●意思疎通ができない</li> <li>●深部体温が40度以上</li> </ul>	<b>入院治療が必要</b>

(厚生労働省・令和8年3月 Ver2.0「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」7頁から抜粋)

### (4) 熱中症の予防 (WBGT値の活用)






熱中症にならないように予防することは非常に大切です。

まず「暑熱順化」が重要です。暑熱順化とは、身体を暑さに慣れさせることを指します。暑さに反応して熱を放散させ、汗をかく機能を高めることで熱中症発症リスクを抑えられると考えられています。暑熱順化には数日から2週間程度要するともいわれています。

また、WBGT値による「暑さ指数」を把握して、熱中症予防に生かすことも重要です。WBGT値とは、暑熱環境による熱ストレスの評価を行う指数で、WBGT測定器などで測ります。気温が高くなくても熱中症リスクが高まる日もあります。

近年、気象庁と環境省はWBGT値の予測値をもとに「熱中症警戒アラート」「熱中症特別警戒アラート」を発表するようになっています。

以下の表は、労働における身体作業強度とWBGT値を比べて基準となるWBGT値を示しています。基準値を超える場合は作業レベルの変更や熱中症予防の対策が求められます。

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値℃	暑熱非順化者のWBGT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など 	25	20

(厚生労働省発行「職場における熱中症対策の強化について」パンフレット)

## ■ 4. 熱中症を原因とした労働災害発生時の法的責任

### (1) 熱中症を原因とした労災事故

労働者の熱中症による死傷について労働災害と認定される例も多く認められています。

建築業や野外での業務に限られません。工場や倉庫などの室内の業務であっても、熱中症により労働者の死傷結果が生じているケースもあります。

熱中症に関連する労働災害の原因として、熱中症を引き起こしやすい作業場の性質(高温多湿な環境)、労働作業の実体(休憩の有無、水分塩分の補給可能性)、事業者の認識不足(WBGT値の測定の有無、労働者への周知不足)、労働者の認識不足(事業者による教育不足)などが指摘されます。

## (2) 企業の安全配慮義務

労働者の熱中症による死傷結果に対する責任として、企業に安全配慮義務違反が認められる場合、企業が損害賠償義務を負うことも考えられます。

労働災害の被災者に保険給付が支払われた場合、一定限度で損害賠償義務も免れますが、保険給付を超える損害について損害賠償義務が発生する場合があります。

労働者は企業の指示に従って労務を提供します。他方、使用者は労働者の労務提供をする場所等や労務提供過程において、労働者の生命及び身体等を危険から保護するように配慮すべき義務（安全配慮義務）を負っていると考えられます。

安全配慮義務は、もともと判例法理でしたが、現在では労働契約法5条にて「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働できるように、必要な配慮をするものとする」と規定されています。また、労働安全衛生法3条1項には「事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない」と規定されています。

## (3) 熱中症と安全配慮義務

熱中症は重篤な場合には死に至る疾患であって、その危険性は広く周知されるようになってきました。企業は安全配慮義務の一環として、熱中症予防に努める義務があると考えられています。

企業が熱中症予防のために負うべき義務内容は、作業環境等を踏まえて個別的な事情から検討する必要があります。

各関係省庁は、熱中症に関する情報を更新して提供し、予防対策の重要性、熱中症の危険性などを強調しています。

企業は、裁判例や通達などの最新の情報を踏まえて、充実した熱中症対策の策定と共に柔軟な対応が求められています。

## ■ 5. 裁判例からみる企業責任の判断

### (1) 裁判の傾向について

熱中症を原因とした事故に関して、企業の安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求訴訟が提起されるようになりました。

裁判では、厚生労働省の通達などを踏まえて、事件時における使用者の

安全配慮義務の有無や内容を確定させ、義務違反の有無を審理される例が多いようです。それだけでなく、死傷結果が複合的な原因にみえることもあり、死傷の原因が熱中症であるのか否か、また、熱中症の要因に他の事情が認められる場合には、民法722条2項（被害者側の落ち度）の類推適用による減額などが争点となることがあります。

次に示す裁判例①や裁判例②では、使用者に具体的な熱中症予防対策を施す義務が認定されて、その安全配慮義務違反が認められています。

裁判例③は部活動における生徒に対する安全配慮義務が問われた事例ですが、熱中症対策が社会問題化していることを背景として、学校側の安全配慮義務違反が認められた例です。

## （２）裁判例①

造園業を営む使用者に雇用されて伐採清掃作業中に熱中症で死亡した事件（京都地方裁判所平成24年（ワ）643号、大阪高等裁判所平成26年（ネ）1206号）です。

原審を一部覆した控訴審判決は、本件（事故日は平成22年8月）の事情下において、「日頃から高温環境下において作業員が具合が悪くなり熱中症を疑われるときは、作業員の状態を観察し、涼しいところで安静にさせる、水やスポーツドリンクなどを取らせる、体温が高いときは、裸体に近い状態にし、冷水を掛けながら風を当て、氷でマッサージするなど体温の低下を図るといった手当を行い、回復しない場合及び症状が重い場合などは、医師の手当をうけさせること等の措置を講ずることを教育しておくべき義務」を認定し、現場監督者に対する教育をしていないことを理由に安全配慮義務違反を認めました。

なお、この件では、被害者側の持病などの事情が体温上昇速度を上げた要因となった可能性があるとして、10%の減額が相当と判断されています。

## （３）裁判例②

海外出張における造船修理作業中に熱中症で死亡した事件（福岡地方裁判所小倉支部平成31年（ワ）36号、福岡高等裁判所令和6年（ネ）238号）です。

この判決では、本件（事故日は平成25年8月）について、厚生労働省の通達等を前提に「作業中にWBGT値の測定を行うか、少なくとも気温と相対湿度を測定してWBGT値を求めたうえで、本件各通達等に記載された熱中症予防対策措置を徹底すべきであった」。「被告会社においては、そのような環境で作業に従事させる労働者らの健康状態に留意し、水や食事の摂取状況を把握したり、作業開始時や休憩時はもちろん、作業中であっても、頻繁に巡視をして声をかけたりして、労働者の健康状態等を把握

し、体調がすぐれない労働者については作業を中止させるなどの措置を講ずべき義務があった」と認定し、会社の安全配慮義務違反を認めました。

#### (4) 裁判例③

中学校の部活動の合宿中に生徒が熱中症に罹患した事件（福岡地方裁判所令和元年（ワ）2387号）です。

この判決では、本件（事故日は平成28年8月）時において「近時スポーツ中の熱中症が問題とされ、熱中症の予防についてのガイドラインが作成されるなどし、熱中症予防のための運動指針として、気温より運動の可否等が分類されたことに照らせば、部活動等の指導者には上記指針を順守する前提として、少なくとも乾球温度を把握する必要があるというべきであり、本件合宿における熱中症の予防に努める義務を負うA顧問には、本件合宿中、温度を把握し得る環境を整備すべき義務があった」と認定し、安全配慮義務違反を認めました。

## ■ 6. 企業が講じるべき具体的な安全衛生対策

企業が講じる安全衛生対策の検討に当たっては、過去の労働災害事例や裁判例は勿論のこと、最新の法律や規則、各省庁の通達や事務連絡、これに関するパンフレット、広報誌などの情報を得ておく必要があります。

次のように近時も労働安全衛生規則の改正があり、また、職場における熱中症防止のためのガイドラインが示されているので、是非とも参考にさせていただきたいと思います。

### (1) 労働安全衛生規則の改正

令和7年6月1日より、熱中症に関する労働安全衛生規則が新設され、事業者には2つの義務が課されました（労働安全衛生規則162条の2）。

近年の気候変動による高温多湿日の増加を背景に、熱中症の重篤化防止の観点から設けられたのです。

具体的には、①事業者が熱中症による健康障害を防止するために講ずるべき体制の整備と関係作業員への周知、②事業者が熱中症による健康障害を防止するために講ずるべき措置の実施手順の作成と関係作業員への周知が義務化されました。

#### ①体制の整備と周知

熱中症の発症するおそれのある作業場の責任者等報告を受ける者の連絡先及び連絡方法の体制構築と明示が求められています。

実効性あるものにするため、報告を待つだけの体制ではなく、積極的に責任者等による巡視、作業員同士の健康チェックの体制、責任者と作業員間の定期連絡方法の確立など、実のある報告体制の仕組みを整えな

ければなりません。

事業者は作業開始前に準備をし、明示の方法としても、口頭伝達のほか複数を組み合わせることが望ましいと考えられます。

## ②手順等の作成と周知

熱中症の重篤化を予防する観点から事業場や作業実態に合わせた合理的で実施可能な手順の作成が求められています。

事業場における緊急連絡網、医療機関への連絡などの手順を策定することも望ましいと考えられています。軽度の熱中症と考えられるケースでも回復の判断は慎重に行うべきですし、回復後の体調急変の可能性も踏まえた対応（連絡体制など）も重要だと考えられます。

## (2) 職場における熱中症防止のためのガイドライン

令和8年3月には厚生労働省から「職場における熱中症防止のためのガイドライン」が策定されました。

ガイドラインでは事業者に対して、①熱中症リスクの把握と評価をして、②適切な熱中症予防対策を取ることを求めています。企業は、これらを参考に具体的な安全衛生対策を検討することが重要です。

### ①熱中症リスクの把握と評価

熱中症リスクの要因の特定として、㉗高温・多湿な作業環境、㉘連続作業、㉙通気性や透湿性の低い衣服、保護具、㉚身体作業負荷の大きい作業が挙げられます。企業はこれらを踏まえた熱中症リスク低減のための措置の検討が必要となります。

また、熱中症リスクの評価手法として、WBGT値の把握が推奨されています。作業場にWBGT指数計を設置して、WBGT値の把握が重要となります。

### ②適切な熱中症予防対策

熱中症リスクに応じた措置として、次のような具体的な熱中症予防対策が挙げられます。企業はこれら措置を複数取り入れながら、実態に即した対策や対応が必要だと考えられます。

#### ㉜労働衛生管理体制の確立

各種管理者等の選任、作業手順・作業計画の策定、報告体制の整備及び手順等の作成、周知

#### ㉝作業環境管理

WBGT値の低減措置（屋根、遮蔽措置、通風、散水措置、冷房除湿設備、各設備の点検）、休憩場所（適切な場所の確保、冷却可能な設備や物品、水分塩分補給、作業員を一人にしない）の整備など

#### ㉞作業管理

作業時間の短縮、暑熱順化への対応（新規入職者にはより注意が必

要)、プレクーリング(予め体温を下げる方法)の検討、水分や塩分の摂取、服装、作業中の巡視など

#### ①健康管理

健康診断結果に基づく対応(熱中症の発症リスクの高い疾病がある者への配慮など)、日常の健康管理、作業従事者の健康状態や暑熱順化の状況等の確認(夏季休暇などで現場を離れていた作業員などには特に配慮)など

#### ②労働衛生教育

熱中症予防管理者労働衛生教育、職長等現場従事者向けの教育、作業従事者向けの教育など立場の違いに応じた教育

#### ③異常時の措置

作業の中止、応急措置、医師への診察など

## ■ 7. まとめ

猛暑の常態化といえる近年の夏は、普通に生活するだけでも息苦しくなっています。高温多湿化で熱中症リスクが高まっており、熱中症の重篤化リスクも知られるようになりました。

労働の分野だけでなく、環境、気象、消防、防災、医療、スポーツや学業など様々な領域に影響を及ぼしており、各分野でも対策検討が進んでいます。

全ての企業にあてはまりますが、特に熱中症などの夏季特有のリスクの高い作業を抱える企業においては、労働者の死傷者をださないよう、最新の情報を踏まえて最重要課題として取り組んでいく必要があります。

### 【著者プロフィール】吉村 孝太郎(よしむら こうたろう)



弁護士(埼玉弁護士会)。慶應義塾大学法学部法律学科卒業。

2007年弁護士登録。2021年さざんか総合法律事務所開設。川口簡易裁判所調停委員・司法委員、防衛省再就職等監察官。主な業務として、中小企業のコンプライアンス整備や契約トラブル、不動産や相続案件など。著書として『中小建設業の労務管理と経営改善』『弁護士のためのイチからわかる相続財産管理人・不在者財産管理人の実務』(いずれも日本法令)など。

---

本レポートにつきましては万全を期して作成しておりますが、ご利用の結果に関しては一切の責任を負いかねますのでご了承ください。また、本レポートを無断で複製または掲転載することを禁止します。

資料提供：第一生命・損保ジャパン サクセスネット事務局

---